

令和6年8月23日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

長期使用の扇風機についての注意喚起、扇風機（充電式、携帯型）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- | | |
|--|-----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うちガストーチ熱源式オーブン1件） | 1件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うち発電機（携帯型）1件、扇風機（充電式、携帯型）1件） | 2件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うちエアコン（窓用）2件、リチウム電池内蔵充電器1件、
携帯電話機（スマートフォン）2件、ライター（使い切り型）1件、
IH調理器1件、扇風機1件、蛍光灯1件、携帯電話機1件、
除湿乾燥機1件、ポータブル電源（リチウムイオン）1件、
卓球台1件、ライター（ガス注入式）1件） | 14件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A202300596を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) 長期使用の扇風機についての注意喚起

(管理番号：A202400486)

①事象について

扇風機を使用中、当該製品を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、調査中です。

※当該製品は長期使用（50 年以上）された製品

②使用者への注意喚起

長期使用の古い扇風機は、モーター、コード、コンデンサー等の電気部品の経年劣化により出火に至るおそれがあります。

御使用の際に、次のような症状がある場合は、すぐに使用を中止し、電源プラグをコンセントから外して、製造事業者等に御相談ください。



- 電源コードが折れ曲がったり破損している。
- 電源コードに触れると、ファンが回ったり回らなかったりと動きが不安定である。

また、扇風機を使用していないときは、電源プラグをコンセントから抜いてください。古い扇風機では、電源が入っているにもかかわらず、ファンが回らないことでスイッチが「切」の状態になっていると誤認することがあり、そのまま放置すると出火に至るおそれがありますので御注意ください。

③消費者庁及び独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）の注意喚起

・消費者庁

「扇風機等の家電製品の経年劣化事故に御注意ください」

（2016 年 6 月 14 日公表）

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/160614kouhyou_1.pdf

・独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）

「扇風機やエアコンの思わぬ火災を防ぐには？～古い扇風機や、エアコンの電源コードに注意～」

（2018 年 6 月 28 日公表）

ウェブサイト：<https://www.nite.go.jp/data/000091549.pdf>

「エアコン・扇風機の事故に注意～6 月から急増！火災事故～」

（2019 年 6 月 27 日公表）

ウェブサイト：<https://www.nite.go.jp/data/000099435.pdf>

(参考) 長期使用の扇風機について注意喚起を行っている主な製造事業者及び問合せ先

ブランド名	製造事業者名	URL／問合せ先
SANYO 日本電気 ゼネラル	三洋電機株式会社	https://www.panasonic.com/jp/company/sanyo/info/psef080430.html 扇風機相談室 電話番号：0120-34-0979 受付時間：9:00～12:00/13:00～17:00（土日祝日・事業者休日を除く。） ※同社では、昭和52年以前の扇風機について、使用の中止を呼び掛けています。次のURLで該当機種か否かがチェックできます。 https://www.panasonic.com/jp/company/sanyo/info/pdf/psef080430_list_s.pdf <次の事業者でも注意喚起を行っています。> 日本電気株式会社 http://www.nec.co.jp/news/info/20070824.html 株式会社富士通ゼネラル https://www.fujitsu-general.com/jp/i_info/fan/
SHARP	シャープ株式会社	https://jp.sharp/support/safety/fan_info.html お客様相談センター 電話番号：0120-078-178（固定電話、PHS） 0570-550-449（携帯電話） 受付時間：月曜～土曜：9:00～18:00 日曜・祝日：9:00～17:00（年末年始を除く。）
TOSHIBA	東京芝浦電気株式会社（現 東芝ホームテクノ株式会社）	https://www.toshiba-tht.co.jp/info/070907_j.html 東芝生活家電ご相談センター 電話番号：0120-1048-76 0570-0570-33（携帯電話、PHS） 受付時間：月曜～土曜：9:00～18:00 日曜・祝日：9:00～17:00（事業者休日を除く。）
National	松下精工株式会社（現 パナソニックエコシステムズ株式会社）	https://panasonic.co.jp/hvac/pes/info/important/e-fan.html 長期使用扇風機の相談窓口 電話番号：0120-880-107 受付時間：9:00～12:00/13:00～17:00（土日祝日・事業者休日を除く。）
HITACHI	株式会社日立製作所（現 日立グローバルライフソリューションズ株式会社）	https://kadenfan.hitachi.co.jp/Ing_hyoji/elfan/index.html 日立長期使用製品安全表示制度窓口 電話番号：0120-3121-11 050-3155-1111（携帯電話、PHS） 受付時間：月曜～土曜：9:00～17:30 日曜・祝日：9:00～17:00（年末年始を除く。）
富士電機 Fuji Electric	富士電機株式会社	https://www.fujielectric.co.jp/contact/index_fan.html 広報 IR 部広報課 電話番号：0120-12-6504（携帯電話、PHS 利用可） 受付時間：9:00～17:00（土日祝日を除く。） 同時間帯以外でお急ぎの方 電話番号：0120-24-9277
MITSUBISHI	三菱電機株式会社	https://www.mitsubishielectric.co.jp/oshirase/naganen_kaden/kisyu01.html 問合せ窓口 電話番号：0120-490-499 受付時間：9:00～17:00（土日祝日・事業者休日を除く。）

(2) エーインサイト株式会社が輸入した扇風機（充電式、携帯型）について
(管理番号：A202400487)

①事象について

エーインサイト株式会社（法人番号：2010401148550）が輸入した扇風機（充電式、携帯型）を充電中、当該製品を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（正しい充電手順の周知）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、同梱した取扱説明書の正しい正誤表を確認しなかったまたは作業ミスにより正しい正誤表が同梱されていなかった場合に、誤った手順で充電を継続するとバッテリーが膨張し破裂事故が発生するおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2022 年（令和 4 年）7 月 11 日にウェブサイトへ情報掲載を行い、購入者に対し、郵送、メール、電話等で正しい充電手順の周知を実施しています。

③対象製品：商品名、J A Nコード、機種・型番、販売期間、対象台数

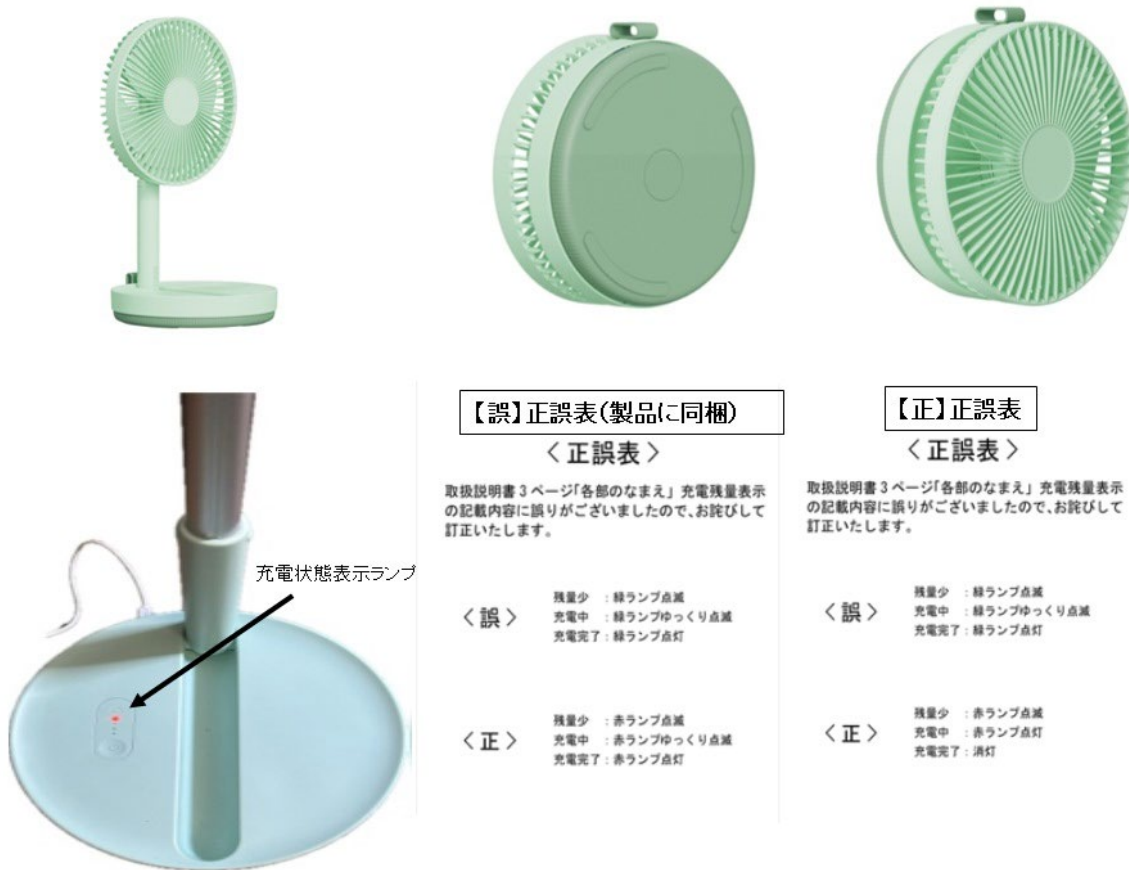
商品名	J A N コード	機種・型番	販売期間	対象台数
スタイリッシュ ポータブルファン	4571582140010	AI-SF01-W	2022 年 7 月 11 日	35, 000
	4571582140027	AI-SF01-GR		
	4571582140034	AI-SF01-PK		

2022 年（令和 4 年）7 月 11 日からリコール（正しい充電手順の周知）を実施

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品における2022年度以降の事故（消費生活用製品安全法第35条第 1 項の規定に基づき報告を受けたもの）は、本件のみです。

<対象製品の外観及び確認方法>



④使用者への注意喚起

本件の直接的な原因は判明しておりませんが、当該製品は正規販売店から直接購入された製品ではありませんでした。中古品については製品の状態が良くなかったり、エーインサイト株式会社からのリコールに関する連絡が購入者に届かない場合がありますので御注意ください。さらに、改造や分解は事故の原因になりますのでお止めください。

何か御不明な点がございましたら、下記問合せ先まで御連絡下さい。

【問合せ先】

エーインサイト株式会社 カスタマーコールセンター

電話番号 : 03 (6895) 3733

受付時間 : 10時～16時 (土・日・祝日・事業者休日を除く。)

メールアドレス : info@a-insight.jp

ウェブサイト : <https://kshibaainsight.wixsite.com/a-insight>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：土屋、別所、庄田

電 話：03(3507)9204（直通）

U R L：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：江藤、山田、遠藤

電 話：03(3501)1511（内線）4311

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

受理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400491	令和6年7月27日	令和6年8月20日	ガストーチ熱源式 オープン	フォックスオープン	セイルド・オン合同会社	CO中毒 軽症3名	屋内で当該製品を使用中、一酸化炭素中毒により3名が軽症を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	高知県	令和6年8月16日に消費者安全法の重大事故等として公表済

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

受理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300596	令和5年7月21日	令和5年10月4日	発電機(携帯型)	G1000-A	新ダイワ工業株式会社(現 株式会社やまびこ)	火災	当該製品を使用しようとしたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、長期使用(製造後17年以上)により、燃料ホースが劣化し亀裂が生じたため、エンジン始動時の火花が引火し、出火したものと推定される。 なお、キャブレター付近から燃料が漏れていることを認識しながら使用したことも事故発生に影響したものと考えられ、取扱説明書には「燃料漏れがある場合は、絶対に使用せず修理する。」旨、記載されている。	岩手県	令和5年10月6日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202400487	令和6年7月11日	令和6年8月20日	扇風機(充電式、携帯型)	AI-SF01	エーインサイト株式会社(輸入事業者)	火災	当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	兵庫県	令和6年7月12日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年8月8日 令和4年7月11日からリコールを実施(特記事項を参照)

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400480	令和6年7月11日	令和6年8月19日	エアコン(窓用)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び建物を全焼する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岡山県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年7月31日
A202400481	令和6年8月4日	令和6年8月19日	リチウム電池内蔵充電器	火災	店舗の駐車場の車両内で発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	令和6年8月16日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202400482	令和6年7月23日	令和6年8月19日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	当該製品のバッテリーを取り出そうとしたところ、バッテリーから発火し、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	奈良県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年8月5日
A202400483	令和6年6月25日	令和6年8月19日	エアコン(窓用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	奈良県	令和6年8月22日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年8月8日
A202400484	令和6年8月3日	令和6年8月19日	ライター(使い切り型)	火災	当該製品を使用後、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
A202400485	令和6年8月6日	令和6年8月20日	IH調理器	火災	当該製品を使用中、異音とともに当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	宮崎県	製造から20年以上経過した製品 令和6年8月16日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202400486	令和6年8月5日	令和6年8月20日	扇風機	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	富山県	製造から50年以上経過した製品 長期使用の扇風機について「使用上の注意の呼び掛け」を実施(特記事項を参照)

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400488	令和6年8月3日	令和6年8月20日	蛍光灯	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
A202400489	令和6年8月4日	令和6年8月20日	携帯電話機	火災	当該製品を使用中、当該製品のバッテリーが発熱及び膨張したため当該製品のバッテリーを取り出し投げ出したところ、破裂し落下、当該製品のバッテリー及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	北海道	
A202400490	令和6年7月29日	令和6年8月20日	除湿乾燥機	火災	倉庫で当該製品を延長コードに接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	北海道	製造から20年以上経過した製品
A202400492	令和6年6月29日	令和6年8月21日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年8月14日
A202400493	令和6年8月10日	令和6年8月21日	ポータブル電源(リチウムイオン)	火災 軽傷2名	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が軽傷を負った。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202400494	令和6年8月4日	令和6年8月21日	卓球台	重傷1名	学校の体育館で使用者(70歳代)が当該製品を設置しようとしたところ、当該製品が倒れ、左足指を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202400495	令和6年8月9日	令和6年8月21日	ライター(ガス注入式)	火災	ゴミ収集車の荷台から出火する火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	静岡県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

発電機（携帯型）（管理番号：A202300596）

